

石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の
規定に基づく民間事業者等が行う
書面の保存等における情報通信の技術の利用に
関する省令の一部を改正する省令等概要

令和3年5月18日

労働基準局安全衛生部化学物質対策課

石綿含有珪藻土製品の流通事案とこれまでの対応

- 国内のメーカーが製造・販売した珪藻土バスマット・コースター等に、その重量の0.1%を超える石綿が含まれていた事案を端緒に、大手ホームセンター等が販売した珪藻土バスマット等にも同様に石綿が含まれていたことが判明。

	公表	製造場所	販売先	回収対象製品
1	R2.11月	国内製造	ふるさと納税等	珪藻土バスマット、コースター等
2	R2.12月	中国	直接販売	珪藻土バスマット、トレイ等
3	R2.12月	中国	直接販売	珪藻土バスマット、コースター
4	R2.12月	中国	大手電気店等	珪藻土バスマット
5	R3.1月	中国	直接販売 (ネット通販)	珪藻土トレイ
6	R3.1月	中国	ネット通販	珪藻土バスマット

※ 石綿含有製品の輸入・製造・譲渡・提供・使用は労働安全衛生法第55条で禁止されている。

- 石綿含有が判明した製品は、販売元に公表させるとともに、厚労省でも公表し、直ちに使用の中止を求めるとともに、全数回収を指導。石綿が含有する疑いがあることが把握された製品等に対するサンプル調査によるモニタリングを継続。

※ やすり等で定期的に削り、吸水性を保つことを推奨する製品があり、削ると石綿が飛散するおそれ。

※ 消費生活用製品安全法を所管する経産省、消費者庁とも連携してリコールを進めているところ。

再発防止のための行政指導

- 同種事案の再発を防止するため、石綿が含有する製品を取り扱っていないか、関係業界に一斉点検を求めた（令和2年11月27日 基安発1127第1号）。
- 同種事案が複数発生したことから、卸・小売業の団体に対し、輸入、譲渡又は提供する前に石綿が含有していないか確認を行うことを求めた（令和3年2月16日 基安発0216第1号）。

➡ 今回の改正は、同種事案の再発防止のため、石綿が含有されていないことの確認等の指導事項の一部を法令化するもの。

石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（概要）

第1 石綿障害予防規則の一部改正

1 石綿を含有するおそれのある製品の輸入時の措置の新設

- (1) 石綿をその重量の0.1%を超えて含有するおそれのある製品であって厚生労働大臣が定めるもの^{※1}を輸入しようとする者^{※2}は、当該製品の輸入の際に、厚生労働大臣が定める者^{※3}が作成した書面を取得し、当該製品中に石綿がその重量の0.1%を超えて含有しないことを当該書面により確認しなければならないこと。

書面記載事項	①書面の発行年月日及び書面番号その他の当該書面を特定することができる情報、②製品の名称及び型式、③分析に係る試料を採取した製品のロット ^{※4} を特定するための情報、④分析の日時、⑤分析の方法、⑥分析を実施した者の氏名又は名称、⑦石綿の検出の有無及び検出された場合にあってはその含有率
--------	--

※1 及び※3 次の厚生労働大臣告示において定める。

※2 当該製品を販売の用に供し、又は営業上使用しようとする場合に限る。

※4 一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された製品の一群をいう。

- (2) (1)の書面は、当該書面が輸入しようとする製品のロット^{※5}に対応するものであることを明らかにする書面及び(1)の⑥の分析を実施した者が(1)の厚生労働大臣が定める者に該当することを証する書面の写しが添付されたものでなければならないこと。

※5 ロットを構成しない製品については、輸入しようとする製品

- (3) (1)の輸入しようとする者は、(1)の書面（(2)で添付すべきこととされている書面及び書面の写しを含む。）を、当該製品を輸入した日から起算して3年間保存しなければならないこと。

2 石綿を含有する製品に係る報告の新設

製品を製造し、又は輸入した事業者^{※6}は、当該製品^{※7}が石綿をその重量の0.1%を超えて含有していることを知った場合には、遅滞なく、次の事項^{※8}について、所轄労働基準監督署長に報告しなければならないこと。

報告事項	①製品の名称及び型式、②製造した者の氏名又は名称、③製造し、又は輸入した製品の数量 ④譲渡し、又は提供した製品の数量及び譲渡先又は提供先 ⑤製品の使用に伴う健康障害の発生及び拡大を防止するために行う措置
------	---

※6 当該製品を販売の用に供し、又は営業上使用する場合に限る。

※7 労働安全衛生法施行令第16条第1項第4号及び第9号に掲げるものに限り、労働安全衛生法第55条ただし書の要件に該当するものを除く。

※8 当該製品を譲渡し、又は提供していない場合にあっては、④に掲げる事項を除く。

3 その他所要の改正を行う。

第2 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正

第1の1の(1)の書面の作成及び第1の1の(3)の書面の保存を、電磁的記録により行えるように規定する。

第3 施行期日等

公布日：令和3年5月18日

施行期日：令和3年12月1日（第1の2及び経過措置は令和3年8月1日）

経過措置：第1の2の事業者は、令和3年8月1日前に、製造し、又は輸入した製品^{※7}（上記）が石綿をその重量の0.1%を超えて含有していることを知っている場合には、第1の2にかかわらず、その旨が公知の事実であるときを除き、遅滞なく、第1の2の①から⑤までに掲げる事項^{※8}（上記）について、所轄労働基準監督署長に報告するよう努めなければならないこととすること、その他必要な経過措置を定める。

石綿障害予防規則第四十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める製品及び厚生労働大臣が定める者（告示）（概要）

- 1 石綿をその重量の0.1%を超えて含有するおそれのある製品であって厚生労働大臣が定めるものは、珪藻土を主たる材料とするバスマット、コップ受け、なべ敷き、盆その他これらに類する板状の製品とする。

※ 新たな石綿混入事案が判明した場合、告示改正によって規制対象の製品名を迅速に追加できる仕組み。

- 2 製品中に石綿がその重量の0.1%を超えて含有しないことを明らかにする書面を作成する者として厚生労働大臣が定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号）第1条第1号に該当する者
- ② ①に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- ③ 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準に適合している旨の認定（試験方法の区分が製品中の石綿に係る試験に係るものに限る。）を受けている者

3 告示日等

告示日：令和3年5月18日

施行期日：令和3年12月1日